

年金**老齢福祉年金及び障害基礎年金（20歳前障害年金にかかるもの）の支給****【対象となる方】**

所得制限により老齢福祉年金・障害基礎年金の支給が停止されている方で被害により、収入減が認められる方（住宅、家財などに2分の1以上の損失があった場合）

※ 保険などによる補てんがある場合はその分を控除

【内容】

支給停止の解除

【必要書類】

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・罹災証明書（コピー可）もしくは被災状況届

【問い合わせ先】

市民課 国保年金係 0964-32-1417（直通）
0964-32-1111（内線 1151）